

No.045 (不定期刊)

“Great Wall” Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～



東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社。本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職

休暇通知は突然に

「11/4 (月) と 5 (火) は休日とします。2 (土) と 9 (土) は平日扱いとなります」——。先日、私のスマホに届いたメッセージ。発信元は上海市政府。11月5日から10日まで開催される「第2回中国国際輸入博覧会」に伴う措置だ。政府要人が上海にやってくるため、警備上の関係で都市機能を一部ストップさせるのだろう。去年は、会場や高速道路近くの高層ビルは出入りすら禁止され、マンション住人はカーテンを閉めておくようにとの通知があったらしい(まさか、スナイパーを恐れてのことだろうか……)。まあ、仕方ないのだが、問題は開催直前の10月18日に発表されたこと。「再来週の土曜日(10月19日)は出勤・登校ね」と突然伝えられたようなもので、「それなら早く言ってくれよ!」という恨み節も聞かれる(ちなみに、証券市場は月曜と火曜も通常取引です)。

★ ★ ★ ★ ★

中国ではこのような“直前通知”は日常茶飯事だ。20年前の1999年、北京の大学に在籍していた時の話。9月下旬に学生間で「10月の国慶節は長期休暇になるらしい」とのウワサが出回った。カレンダーには一切そんなことは書かれていない。「いやいや、直前過ぎるでしょ」と私は高をくくっていた。果たして、10月に入るほんの数日前に、1週間の休暇通知が出た。しかも、廊下にコピー用紙1枚を貼っただけの無味乾燥なお知らせ。皆、慌てて休暇の過ごし方を考える。私は完全に出遅れてしまった。実はこれが「国慶節恒例の大型連休」の第1回目だったことを知るのは後年のことである。

株の世界も例外ではない。2014年4月、李克強首相が突然、「滬港通(ストックコネクト)」構想をぶち上げた。中国A株市場の本格開放につながる一大計画。当初、準備に半年が必要と言われており、10月頃のスタートが目されていた。ところが、8月を過ぎて9月になっても正式発表がない。そうこう

しているうちに10月に入ったが、香港の「雨傘革命」の影響で実施先送りになるなどの情報が飛び交う。私も毎日のように「一体、いつ始まるの?」という問い合わせを受けていた。そして11月10日、証券当局が「11/17からスタートします」とやっと宣言。わずか1週間前の発表というドタバタ劇である。

もっとも、スケジュールを決める側にしたら「何事も計画通りに進むとは限らない。準備万端で直前に明らかにするのが良策」という深謀遠慮が働くのだろうか。全てを計画通りにキチッと進めたい(原稿の締め切りを除く)島国育ちの私はいつもヤキモキしてしまう。

中国では例年、12月に翌年の休暇スケジュールが発表される。春節(旧正月)や労働節、端午節、国慶節などの連休や、それに伴う振替出勤日などが気になる。正式発表を待ちきれず、ネット上では早くから休暇予想が出回り、海外旅行や航空券などの予約合戦が始まっている。これも毎年恒例。遅いのは正式発表だけで、市民は皆先回りして計画しているのだ。私ももちろん、チケット争奪戦という「絶対に負けれない戦い」に挑む。

★ ★ ★ ★ ★

話は変わるが、最近特に感じているのは、台風など自然災害時の事前通知の重要性。例えば、台湾では「停班停课」という制度があり、当局や自治体が出勤・通学の停止を宣言することができる(停班=仕事お休み、停课=学校お休み)。大型台風の際は、テレビで休暇情報が絶えず流れており、「明日は台風直撃だけど出勤しなくちゃいけないのかな……」というムダな思い悩みもない。もっとも、「停班」通知があっても、台湾の会社員の半数はしっかり出勤しているらしい。現地の労働基準法で明文化されていないのがその一因だが、ここら辺は時代に合わせた改善が必要だろう。ぜひ日本でも導入を検討してもらいたい。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して最大 0.8800%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
 ・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75%となるように設定したものです。
 ・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込（一部の投資信託は換金）手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
 ・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880%（税込み）の手数をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
 ・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400%（税込み）の手数をいただきます。約定代金の 4.400%（税込み）に相当する額が 2,750 円（税込み）に満たない場合は 2,750 円（税込み）の手数をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
 ・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料を掲載後、掲載された銘柄を対象とした E B 等を東洋証券（株）が販売する可能性があります。
 なお、東洋証券（株）および同関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載されている企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

この資料は、東洋証券（株）が各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点の見通しであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客さまに何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券（株）は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券（株）に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号
 ◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
 ◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1
 Tel 03 (5117) 1040

<http://www.toyo-sec.co.jp/>

2019年10月28日
 審査部審査済